

## Gard Alert

# シンガポール領海内でのアンカー（錨）の喪失について

こちらは、英文記事「[Loss of anchors in Singapore waters](#)」  
(2018年10月12日付)の和訳です。

### シンガポール海事港湾庁は、喪失したアンカーの捜索において積極的な役割を担うようになりました。

最近シンガポールではアンカーの喪失事故を扱う手続きが変更されました。このことは、シンガポール海事港湾庁（MPA）がこうした事案において地元の請負業者と直接やり取りするようになったことを意味します。これに伴って、該当船が事故後にシンガポール領海から出航する際に許可を取得する手続きも変更されました。



以下に記載する情報は行政の要求事項に関連したもののだけです。アンカーを喪失した場合、船主は船級協会の要求事項にも別途従わなければなりません。

### MPA が要求する書類

アンカーを喪失した場合、MPA に次の文書を提出し、別途、保証状（LOU）も提出しなければなりません。

- 事故に関する Master Statement of Facts（船長の事実陳述書）
- MPA の標準書式による「Master's authorization to appoint Solicitor（弁護士任命に関する船長の承諾書）」。船長の署名と共に船舶代理店または船主が連署したもの
- MPA の標準書式による「Report of a Marine Casualty or Marine Incident（海難または海上事故に関する報告書）」
- アンカーの仕様書/図面
- 船級検査報告書

### 保証状（LOU）

上記書類の提出後、P&I クラブ、船体（H&M）保険会社もしくはそれらの代理人から提供を受けた標準書式の LOU を MPA に提出する必要があります。LOU に記載される金額は事故処理に関して MPA に発生するコストを反映したものでなければなりません。

手続きに関して最近加えられたこれらの変更は「試行期間」を経た後、正式導入される見込みです。

上記は、Gard のシンガポールのコレスポンデントである Spica Services (S) Pte. Ltd からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。